

議案第 35 号

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 23 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する
規則

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則（昭和 43 年板橋区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の表社会教育推進係の項中「榛名林間学園並びに」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

関連業務がなくなったため、所要の規定を整備する必要がある。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区教育委員会事務局組織規則 昭和43年3月30日東京都板橋区教育委員会規則第1号 第1条～第7条 略 (生涯学習課各係の分掌事務) 第8条 同右 社会教育推進係 (1)～(6) 略 (7) ハケ岳荘及び教育科学館に関すること。 (8)～(13) 略 文化財係 (1)～(4) 略 以下略	○東京都板橋区教育委員会事務局組織規則 昭和43年3月30日東京都板橋区教育委員会規則第1号 第1条～第7条 略 (生涯学習課各係の分掌事務) 第8条 生涯学習課各係の分掌事務は、次のとおりとする。 社会教育推進係 (1)～(6) 略 (7) ハケ岳荘及び榛名林間学園並びに教育科学館に関すること。 (8)～(13) 略 文化財係 (1)～(4) 略 以下略